

平成 23 年度大阪府企業立地促進条例に基づく 企業立地の状況等について

平成 24 年 9 月

大 阪 府
(商工労働部企業誘致推進課)

はじめに

大阪府では、大都市圏の総合的な魅力に基づく企業立地の促進を図り、もって中小企業の振興をはじめとする地域経済の振興と府民生活の向上に資することを目的に、企業立地促進条例（平成 19 年 3 月 16 日大阪府条例第 8 号）を制定しました。

この条例に基づき、企業立地の促進に努めてきた結果、近年のベイエリアにおける企業の投資をはじめ外資系企業の進出など、その成果が見られます。

平成 23 年度においては、引き続く景気低迷と円高等の影響により企業の投資環境は引き厳しい状況に置かれました。そのような中でも、リチウムイオン電池関連等グリーン投資が引き堅調であったほか、外資系企業の大坂進出が活発化するなど、厳しさの中にも一部前向きな動きが見られました。

このたび、平成 23 年度における企業立地の状況及び府が講じた企業立地の促進に関する施策について、同条例第 6 条の規定によりその概要をとりまとめましたので公表します。

目 次

1	企業立地の状況について	1
(1)	平成 23 年度の概況	1
(2)	大阪府の工場立地の動向	2
2	府が講じた企業立地の促進に関する施策について（平成 23 年度）	4
(1)	企業立地促進補助金の交付決定及び交付の実績	4
(2)	外資系企業進出促進補助金の交付決定及び交付の実績	6
(3)	産業集積促進税制	9
(4)	産業立地促進融資	11
(5)	企業立地促進法に基づく支援	12
<別表>第二種産業集積促進地域の指定状況		14

1 企業立地の状況について

(1) 平成 23 年度の概況

平成 23 年度においては、引き続く景気低迷と円高等の影響により企業の投資環境は引き続き厳しい状況に置かれました。平成 23 年の経済産業省が行った工場立地動向調査の大坂府における工場立地件数は 13 件となり前年とほぼ同数となった。

大坂府北部地域では、塩野義製薬(株)の医薬品総合研究棟や明治油脂(株)の乳製品等の工場などが操業を開始した。また、ベイエリアでは、宇部興産(株)のリチウムイオン電池用電解液製造工場や MT エチレンカーボネート(株)のリチウムイオン電池用原料製造工場が竣工されるとともに、三井化学(株)が I P A (イソプロピルアルコール) プラント、大阪ガス(株)が L N G (液化天然ガス) タンクの新設を発表するなどの動きが見られた。

平成 23 年 12 月には、夢洲・咲洲地区をはじめ北大阪地区、大阪駅周辺地区、関西国際空港地区、阪神港地区の 5 地区が、「国際戦略総合特区」に指定された。今後、地区内の規制改革などを進め、企業や地域単独では解決できない課題に取組むなど、企業の投資促進に向けた取組みの推進を図り、更なる大阪経済の発展に繋げる。

彩都中部地区については、UR 都市再生機構が進出企業の募集を実施したところであり、引き続き彩都建設推進協議会等の関係機関と連携・情報交換を図った。また、平成 24 年度末に募集を開始する予定の夢洲の産業・物流ゾーンについて、引き続き、大阪市と共同で個別企業訪問等を実施するとともに、「夢洲・咲洲地区企業等誘致協働チーム」において、セミナーやベイエリア現地見学会の開催などのプロモーション活動を行った。

外資系企業誘致については、大阪外国企業誘致センター (O-BIC) を中心に、国内外でのプロモーション活動や進出意欲の高い企業へのきめ細かいサービス提供などの誘致活動を展開した。この結果、平成 13 年度からの平均 (25 件) を上回る 32 件の誘致に成功した。なかでも、世界有数の第三者認証機関のリチウムイオン電池分野におけるアジア拠点や新興国のソーラーシステム関連企業など、大阪が持つ新エネルギー分野での実力と潜在力が高く評価された事例が増加している。

大坂府の補助金交付決定件数は、府内投資促進補助金 4 件、外資系企業等進出促進補助金 1 件であった。

具体的には地元市と連携し第二種産業集積促進地域に対する工場立地が 3 件。(八尾市域 2 件、高石市域 1 件) バイオ・ライフサイエンス分野の研究施設が 1 件。新エネルギー関連の検査機関の立地に関するものが 1 件。

(2) 大阪府の工場立地の動向

経済産業省が毎年実施する工場立地動向調査によると、平成23年の大阪府の工場立地件数は13件で、前年(12件)とほぼ同数であったが、工場立地面積については合計3haで、前年(10ha)と比べて大幅な減少となった。全国的には、工場立地件数は前年比83件、10.6%の増加であったが、工場立地面積については前年比51ha、4.8%の減少となった。一方、近畿においては、工場立地件数工場立地面積とともに、前年比30件(22.6%)、46ha(32.6%)増加した。

これらについては、近年のベイエリアにおける企業の投資活動が一段落し、現在、府内に大規模な工場用地が少なくなっており、引き続く景気低迷と、円高等の影響により企業の投資環境が厳しい状況に置かれていること等が考えられる。

		平成21年(1~12月)		平成22年(1~12月)		平成23年(1~12月)	
			[前年比]		[前年比]		[前年比]
大阪府	件数	28	▲39.1%	12	▲57.1%	13	+8.3%
	面積	45 ha	▲18.2%	10 ha	▲77.8%	3 ha	▲70%
近畿	件数	156	▲43.1%	133	▲14.7%	163	+22.6%
	面積	189 ha	▲33.7%	141 ha	▲25.4%	187 ha	+32.6%
全国	件数	867	▲46.8%	786	▲9.3%	869	+10.6%
	面積	1,343 ha	▲38.4%	1,072 ha	▲20.2%	1,021 ha	▲4.8%

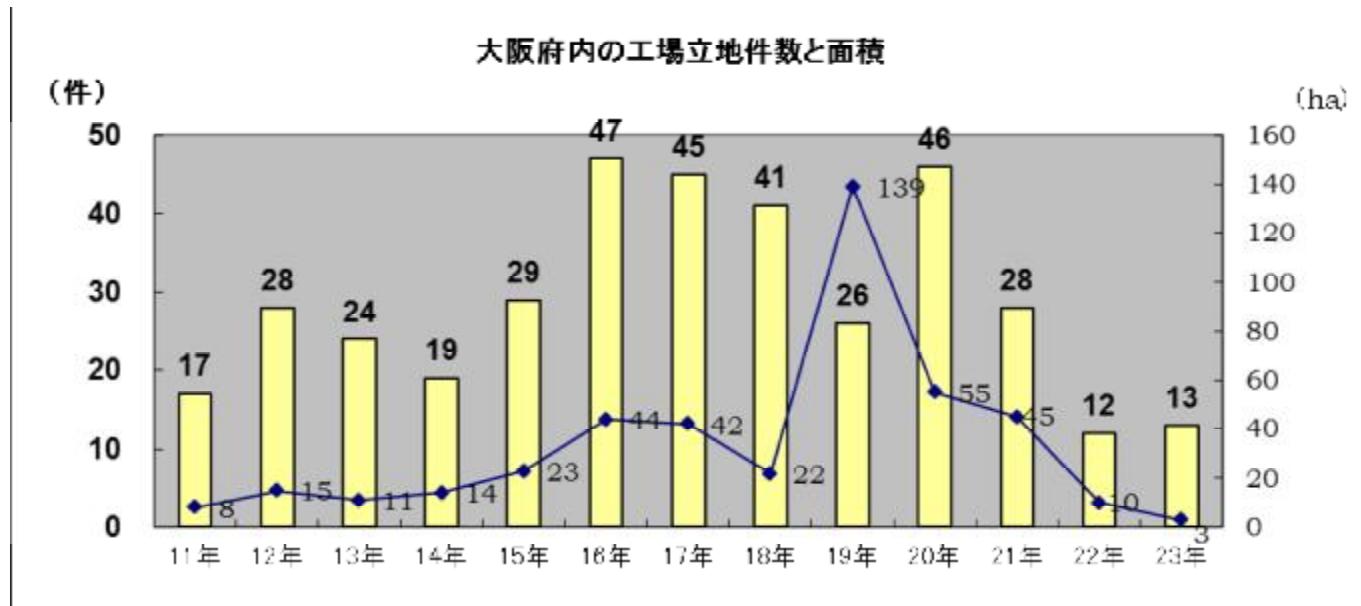
※経済産業省が実施する工場立地動向調査(毎年1月1日~12月31日の暦年)による。(直近年は速報値)

※対象は、製造業、電気・ガス・熱供給業のための工場建設目的で取得(借地を含む。)された1,000m²以上の用地。

※近畿は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県を指す。

◎大阪府内および近畿、全国の工場立地動向

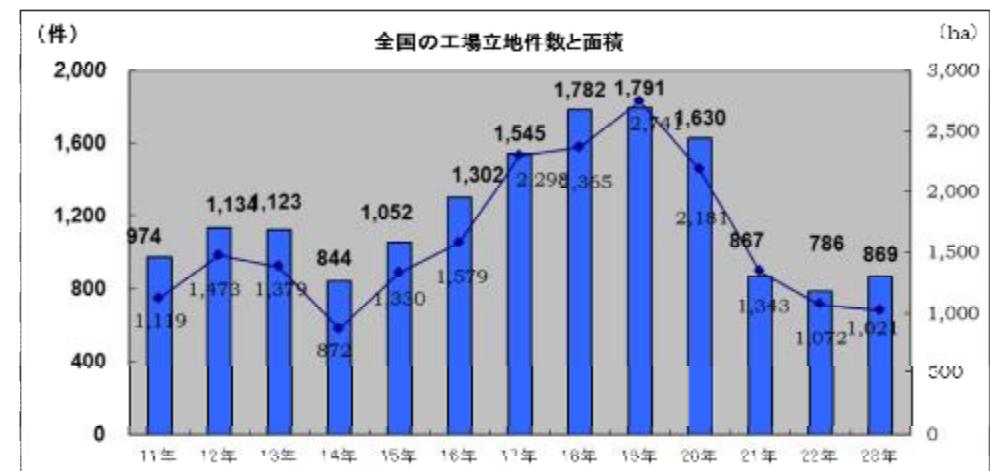
件数 ← 面積



参考) 近畿の工場立地動向



(参考) 全国の工場立地動向



2 府が講じた企業立地の促進に関する施策について(平成 23 年度)

(1) 企業立地促進補助金の交付決定及び交付の実績

地域経済の振興と府民生活の向上を図る目的で制定した「大阪府企業立地促進条例」に基づき、補助対象地域において工場又は研究開発施設等を設置する企業に対して、企業立地促進補助金を交付した。

企業立地促進補助金の交付については、平成 23 年度において新たに 5 企業 1 億 1,741 万円の交付決定を行った。なお、同年度における補助金交付額は、継続交付分も含めて 25 企業 38 億 9,765 万円となった。

① 先端産業補助金

◎平成 23 年度補助金新規交付決定： 0 件

◎平成 23 年度補助金交付実績： 6 件 34 億 7, 624 万円

[制度の概要]

補助対象者	補助対象地域	補助対象経費及び補助率	補助限度額
補助対象地域において、バイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギー等の分野で先端的な事業を行う企業	りんくうタウン、阪南スカイタウン、彩都ライフサイエンスパーク、ちきりアイランド(阪南 2 区)、住之江区平林北地区	① 家屋及び償却資産の取得に係る経費 ：補助率 5% ② 家屋に対する賃料(当初 2 年間。彩都ライフサイエンスパークのみ) ：補助率 50%	150 億円 (1 補助対象地域あたり)

② 府内投資促進補助金

a. 再投資に対するもの

◎平成 23 年度補助金新規交付決定： 3 件 7, 546 万円

交付先企業	業種	立地場所	補助対象経費	交付決定額
ゴールド エンジニアリング(株)	シリコンウェハーの搬送用ケース等の製造	八尾市	3 億 3,000 万円	3,000 万円
泉北酸素(株)	酸素、窒素ガスの製造	高石市	2 億 7,800 万円	2,780 万円
(株)中田製作所	アルミ製精密部品等の製造	八尾市	1 億 7,664 万円	1,766 万円

◎平成 23 年度補助金交付実績： 15 件 2 億 5, 292 万円

[制度の概要]

補助対象者	補助対象地域	補助対象経費及び補助率	補助限度額
補助対象地域で工場又は研究開発施設の新築・増改築を行う企業	第二種産業集積促進地域（別表参照）	①投資に対する補助 家屋及び償却資産の取得に係る経費： 補助率 5～10% ②法人事業税相当額に対する補助 操業開始年度の翌年度及び翌々年度の事業活動 に賦課される法人事業税相当額：補助率 1/2	① 3 千万円 ② 2 千万円

b. 先端産業の研究開発施設に対するもの

◎平成 23 年度補助金新規交付決定： 1 件 2, 195 万円

交付先企業	業種	立地場所	補助対象経費	交付決定額
(株)ジーンデザイン	核酸医薬 CMC 技術の研究開発	茨木市	2 億 1,952 万円	2,195 万円

◎平成 23 年度補助金交付実績： 1 件 2, 500 万円

[制度の概要]

補助対象者	補助対象地域	補助対象経費及び補助率	補助限度額
バイオ・ライフサイエンス、半導体、情報家電、新エネルギー等の分野のうち、先端的な研究開発施設の新築、増改築を行う企業	中小企業新事業活動促進法に基づく「高度技術産学連携地域」及び研究開発施設の投資促進を奨励する基本方針を有するものとして知事の定める市町村	①投資に対する補助 家屋及び償却資産の取得に係る経費： 補助率 5～10% ②法人事業税相当額に対する補助 操業開始年度の翌年度及び翌々年度の事業活動に賦課される法人事業税相当額：補助率 1/2	① 3 千万円 ② 2 千万円

③ 新規事業補助金（平成 20 年 8 月に制度廃止）

◎平成 23 年度補助金交付実績（制度廃止以前交付決定分）： 3 件 1 億 4, 349 万円

[制度の概要（平成 20 年 8 月廃止）]

補助対象者	補助対象地域	補助対象経費及び補助率	補助限度額
補助対象地域で新規事業展開を行う企業	りんくうタウン、阪南スカイタウン、彩都ライフサイエンスパーク、ちきりアイランド(阪南 2 区)、津田サイエンスヒルズ	①家屋及び償却資産：補助率 5～10% ②家屋賃料(当初 2 年間彩都ライフサイエンスパークのみ)：補助率 50%	1,000 万円 ～2 億 8,000 万円

（2）外資系企業等進出促進補助金

◎平成 23 年度補助金新規交付決定： 1 件

交付先企業	業種	立地場所	補助対象経費	交付決定額
テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	バッテリー、太陽光発電設備等の評価・試験	東成区	6,720 万円	2,000 万円

◎平成 23 年度補助金交付実績（前年度以前の交付決定企業分）： 0 件 0 万円

[制度の概要]

補助対象者	補助対象地域	補助対象経費及び補助率	補助限度額
本社もしくはアジア拠点等を設置して大阪府内に進出する外資系企業等	大阪府内	①家屋取得の場合 家屋及び償却資産の取得に係る経費： 補助率 5% ②家屋賃貸の場合 家屋賃料等の 1/3 (要件達成後 2 年間)	① 1 億円 ② 6,000 万円 ただし、雇用人数により上限額が異なる

≪外資系企業の進出支援≫

大阪府では、大阪市・大阪商工会議所と連携し、平成 13 年 4 月に共同設立した大阪外国企業誘致センター（O-BIC）の運営を通して、大阪への進出を希望する外国企業へのワンストップサービスを展開している。

23 年度に、O-BIC 外資系企業進出支援事業（注 1）について 15 件の利用があったほか、大阪ビジネス交流クラブ（注 2）を 2 回実施するなど、進出支援や既に進出した企業の支援を行った。また、O-BIC 独自の招聘事業については、進出熟度の高い中国系企業 2 社を大阪へ招聘し、法律専門家との個別相談や、在阪企業との商談の場を設けた。このほか、O-BIC 初の試みとして、新エネルギー分野に特化した「関西・カナダ グリーンテックフォーラム」を開催し、講演会のほか、個別企業の商談会等を実施した。海外でのプロモーション活動では、ドイツで開催されたバイオ分野の国際見本市「バイオヨーロッパ」や、アメリカで開催されたソーラー分野の見本市へ参加し、大阪のビジネスポテンシャルの紹介、外資系企業との個別面談などを行った。また、このほか、米国、ドイツ、中国、韓国、台湾、シンガポールでも、現地企業、政府系機関に向けて大阪の投資環境などについて情報発信、意見交換を行なった。

これらの活動の結果として、これまでの平均（25 件）を上回る 32 社・団体の誘致に成功した。国・地域別件数では、特にアジア地域からの進出が全体の約 6 割を占めて 20 件となったほか 2008 年のリーマンショック以来低迷していた欧米からも二次進出を中心に 12 件の誘致に成功（昨年度 9 件）した。業種別では、輸入・製造販売・市場開拓が最も多かった。

また、ドイツのリチウムイオン電池認証機関である「チュフ・ラインランド・ジャパン」の関西テクノロジーセンターの設立、中国の「盛康光伏」などソーラーシステム関連企業の大坂進出は、大阪が持つ新エネルギー分野での実力と潜在力が高く評価された事例が増加している。

(注1) 外資系企業進出支援事業…進出に要する一部経費の負担軽減を行う制度。0-BICに登録されたサポート企業が行うサービスの提供で、本店又は支店の設置までに係る以下の経費について、実費を限度に指定する額を支援。

○登記に係る経費：1利用者あたり10万円

○在留資格の取得に係る経費：1利用者あたり5万円

(注2) 大阪ビジネス交流クラブ…これまで大阪進出支援を行った外資系企業等を対象に、進出企業相互及び進出企業と在阪企業の間の交流を促進する事業を実施。

[過去3年間の0-BIC誘致実績]

平成21年度	平成22年度	平成23年度
19件	32件	32件
※上記件数のうち (ア)主な国・地域別件数 ①中国 5件 ①韓国 5件 ②台湾 2件 (イ)主な業種、目的別件数 ①輸入製造販売 11件 ②サービス 3件 ②貿易 3件	※上記件数のうち (ア)主な国・地域別件数 ①韓国 9件 ②中国 5件 ③インド 4件 (イ)主な業種、目的別件数 ①輸入製造販売 17件 ②サービス 6件 ②貿易 3件	※上記件数のうち (ア)主な国・地域別件数 ①中国 9件 ②韓国 6件 ③米国 4件 (イ)主な業種、目的別件数 ①輸入製造販売 15件 ②サービス 7件 ③貿易 6件

その他、東京圏など大阪以外に拠点があり、大阪に事務所等を持たない外資系企業の大坂進出（二次進出）を促すため、PRイベントを東京で実施したほか、外資系企業の投資ガイドとなるガイドブックをリニューアルした。

また、大阪への進出を希望する企業発掘のため、在京の外資系企業に対し、郵送アンケートや訪問ヒアリングを実施した。

(3) 産業集積促進税制

府内の産業集積を税制面から促進するため、市町村からの申請に基づき産業集積促進地域を指定し、市町村が税制等で優遇措置を講じる場合に対象不動産の取得に係る不動産取得税の二分の一に相当する税額を軽減。

① 第一種産業集積促進地域

第一種産業集積促進地域は、大阪府が産業拠点における新たな産業集積を図るため、地元市町村からの申請に基づき、税制の特例措置を設けて企業立地を促進する地域。

泉南市りんくうタウン南・中地区、テクノステージ和泉、トリヴェール和泉西部ブロック、二色南町地区、新貝塚埠頭地区、堺泉北港助松埠頭総合物流情報センター地区、泉佐野市りんくうタウン北地区、田尻町りんくうタウン中・北地区、阪南スカイタウン、彩都ライフサイエンスパーク、咲洲コスモスクエア 2 期地区、住之江区平林北地区、堺浜南地区、堺市築港新町二丁中地区、堺泉北港汐見沖地区（港湾関連用地）、ちきりアイランド（阪南 2 区）、岬町多奈川臨海地区、岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン

② 第二種産業集積促進地域

平成 19 年 4 月に、既存の工場集積の維持・促進を目的として中小企業等の再投資を促進するため、「第二種産業集積促進地域」制度を創設。地元市町村からの申請に基づき、平成 19 年度に八尾市、堺市、高石市、東大阪市、枚方市の 5 市を、平成 20 年度に豊中市、平成 21 年度に岸和田市と高槻市、平成 22 年度には大東市を地域指定した（別表 第二種産業集積促進地域の指定状況）。また、優遇措置として不動産取得税の軽減とともに府内投資促進補助金（旧：中小企業等投資促進補助金）を設けている。

<参考>（平成24年6月1日現在）

◆ 第二種産業集積促進地域

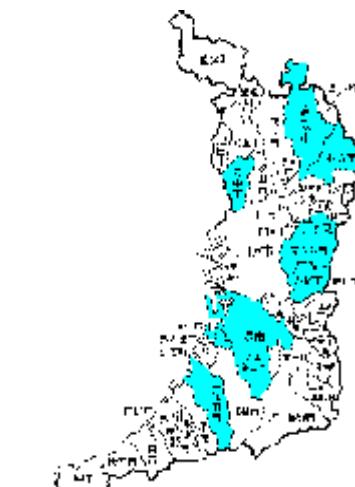
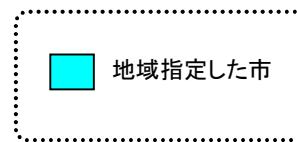
- 市町村の工業振興やまちづくり施策と連携し、
 - 大阪でがんばるものづくり企業の再投資を促進
 - 工場移転・廃止跡地の工場等の活用促進
⇒ 工場の拡張（増築）や更新（新築・改築）を支援

※ 対象地域：市町村長の申請に基づき府が指定する地域

市町村による工業集積促進のための工場等投資促進計画
市町村の優遇措置
工専、工業地域における工業集積地 など

【地域指定した市】

八尾市、堺市、高石市、東大阪市、枚方市、
豊中市、岸和田市、高槻市、大東市



◎不動産取得税の軽減実績

	土 地		家 屋		計	
	件 数	軽減額(円)	件 数	軽減額(円)	件 数	軽減額(円)
14 年度	1	498, 800	3	13, 345, 600	4	13, 844, 400
15 年度	4	32, 347, 400	6	70, 043, 600	10	102, 391, 000
16 年度	9	13, 174, 900	13	36, 045, 600	22	49, 220, 500
17 年度	7	16, 240, 900	23	71, 337, 300	30	87, 578, 200
18 年度	12	19, 094, 400	34	187, 526, 100	46	206, 620, 500
19 年度	6	9, 242, 900	26	100, 569, 000	32	109, 811, 900
20 年度	11	24, 035, 700	22	93, 838, 400	33	117, 874, 100
21 年度	2	3, 828, 100	10	105, 935, 500	12	109, 763, 600
22 年度	11	16, 527, 600	30	824, 979, 200	41	841, 506, 800
23 年度	13	56, 002, 500	38	510, 476, 300	51	566, 478, 800
計	76	190, 993, 200	205	2, 014, 096, 600	281	2, 205, 089, 800

不動産取得税は、土地、家屋を取得したときに課税されます。

【税率】 4 % (ただし、特例措置により取得した日に応じて、下表の税率が適用されます。)

取得した日	種 類	土地	家屋	
			住宅	住宅以外
平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日		3 %	3 %	3 %
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日		3 %	3 %	3.5%
平成 20 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日		3 %	3 %	4 %

(4) 産業立地促進融資

大阪府内の産業拠点への立地に際し必要な資金供給のため、府が融資実行額等に応じて資金を預託することにより、金融機関が低利で融資する制度。

	産業拠点、立地場所	対象となる施設	融資限度額	融資利率	融資期間
1	彩都ライフサイエンスパーク 〔茨木市〕	研究・研修施設及びその管理と密接に関連を有するものとして知事が認める施設	設備資金 10 億円 運転資金 5,000 万円 (ただし、 合計額 10 億円)	1.6%	設備資金 15 年以内 運転資金 7 年以内
2	りんくうタウン(商業業務ゾーン) 〔泉佐野市〕	業務管理(本支店、営業拠点)、企画・展示機能を有するものとして知事が認める施設			
3	津田サイエンスヒルズ [枚方市] りんくうタウン(産業用地) 〔泉佐野市・田尻町・泉南市〕 阪南スカイタウン [阪南市] ちきりアイランド [岸和田市] 住之江区平林地区 [大阪市] 堺浜南地区 [堺市] 堺市築港新町二丁中地区 [堺市] 岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン 〔岬町〕	工場等及び研究・開発機能を有するものとして知事が認める施設			

◎ 平成 23 年度 新規融資実行額 : 0 億 円 (0 社)
 平成 23 年度末 融資残高 : 46 億 6742 万円 (21 社)

(5) 企業立地促進法に基づく支援

(正式名称：企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律)

国が策定する ①基本方針 に基づき、都道府県と市町村が ②地域産業活性化協議会 での協議を経て、③基本計画を作成し、主務大臣に協議し、国の同意を得た基本計画に基づいて実施する事業については一定の支援措置が受けられる。

事業者は、企業立地又は事業高度化を行う場合、それぞれ ④企業立地計画 ⑤事業高度化計画を作成し、都道府県知事に対し承認申請をすることができ、当該計画に基づいて、設備投資促進税制（特別償却の適用）など各種支援措置が受けられる制度である。

府域では、以下の6地域の基本計画を策定、国の同意を得ている。

[平成19年度]

① 堺・高石臨海地域(堺市及び高石市の臨海部等の区域)

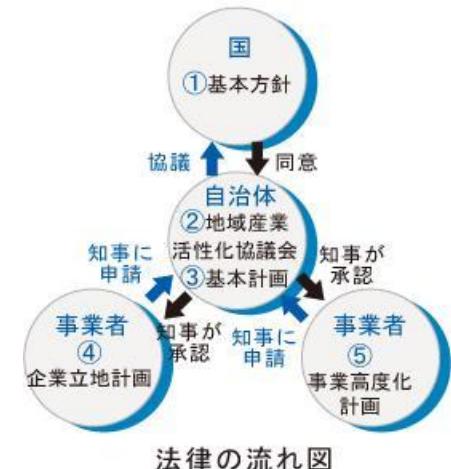
平成23年度より、指定集積区域に大阪府立産業技術総合研究所及び公立大学法人大阪府立大学を組み込み立地企業等への技術支援機能を強化するなどし、より一層の産学・産産連携を推進していくこととした。

② 吹田・茨木地域(彩都ライフサイエンスパーク・中部地区、大阪大学吹田キャンパス、吹田東部拠点地区・国立循環器病センター等の区域)

[平成21年度]

③ 関西地域健康長寿関連産業広域基本計画(広域連携区域:彩都(西部地区ライフサイエンスパーク及び中部地区)吹田東部拠点地区、大阪大学吹田キャンパス、国立循環器病センター、滋賀県(長浜地域)、京都府(らくなん進都横大路地区)、兵庫県(ポートアイランド、神戸サイエンスパーク等)

④ けいはんな地域広域基本計画(広域連携区域:大阪府(枚方市、四條畷市、交野市)、京都府(京田辺市、木津川市、精華町)、奈良県(奈良市、生駒市)



事業者に対する支援

- ・特別償却
- ・低利融資制度 等

事業スキーム図

[平成 23 年度]

- ⑤ 京都・島本・高槻地域産業活性化広域基本計画（平成 22 年度から関係自治体や大学、商工会議所などの関係機関で協議を進めてきた高槻市、島本町の基本計画については、京都府を加えた広域計画として平成 23 年 4 月に国の同意を得て、产学研連携による産業集積を進めていくこととした。）
- ⑥ 岬町地域基本計画（平成 24 年 2 月に国の同意を得て、低炭素社会に貢献する省エネルギー・自然・再生可能エネルギーの活用等を含めた「環境配慮型・低炭素関連産業」等や自然環境などの地域資源や魅力を活かした「地域資源活用型産業」の集積を図り、地域の活性化を進めていくこととした。）

<企業立地計画等承認状況>

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
承認件数	5	15	2	1
企業立地計画	3	11	1	0
事業高度化計画	2	4	1	1

<別表>第二種産業集積促進地域の指定状況（平成24年3月末現在）

市町村	名称	区域	指定告示日	指定面積
八尾市	八尾市竜華地区周辺工業専用等地域	八尾市のうち神武町、龍華町二丁目の一部、北龜井町一丁目、北龜井町二丁目の一部、北龜井町三丁目の一部、跡部北の町三丁目の一部	H19.10.2	264.8 ha
	八尾市竜華地区周辺工業地域	八尾市のうち北龜井町二丁目の一部、北龜井町三丁目の一部、龍華町二丁目の一部		45.8 ha
	八尾市八尾空港周辺工業地域	八尾市のうち南植松町二丁目、南植松町三丁目、老原七丁目の一部、老原八丁目の一部、老原九丁目、北木の本一丁目、南木の本一丁目、南木の本二丁目の一部、南木の本五丁目の一部、南木の本八丁目、南木の本九丁目、木の本三丁目の一部、空港一丁目の一部、太田新町一丁目、太田新町二丁目、太田新町四丁目、太田新町六丁目、太田新町八丁目、西弓削一丁目、西弓削二丁目、弓削町南一丁目の一部		12.0 ha
	八尾市上尾町地区周辺工業地域	八尾市のうち福栄町一丁目の一部、福栄町二丁目の一部、福栄町三丁目の一部、上之島町北四丁目、上之島町北五丁目、上之島町北六丁目、上尾町四丁目、上尾町五丁目、上尾町六丁目の一部、上尾町七丁目、上尾町八丁目の一部		134.5 ha
	八尾市渋川町2丁目工業地域	八尾市渋川町二丁目		38.9 ha
	八尾市二俣工業地域	八尾市のうち二俣一丁目の一部、二俣二丁目の一部、二俣三丁目		3.2 ha
	八尾市相生・天王寺屋周辺工業地域	八尾市のうち相生町四丁目、天王寺屋一丁目の一部、曙町一丁目の一部、曙町二丁目の一部		15.6 ha
				14.8 ha
堺市	堺市臨海部工業専用地域等地区	堺市堺区のうち築港八幡町の一部、築港南町、大浜西町、出島西町、松屋大和川通三丁、松屋大和川通四丁、神南辺町四丁、神南辺町五丁、神南辺町六丁、塩浜町、北波止町の一部、海山町六丁、海山町七丁、三宝町八丁、三宝町九丁、緑町三丁、緑町四丁、山本町六丁、戎島町五丁 堺市西区のうち石津西町、築港新町一丁、築港新町二丁の一部、築港新町三丁、築港新町四丁の一部、築港浜寺町、築港浜寺西町	H19.10.2	1391.9 ha
高石市	高石市臨海部工業専用地域等地区	高石市のうち高砂一丁目、高砂二丁目、高砂三丁目、高師浜丁の一部	H21.7.1	479.4 ha
東大阪市	東大阪市新町・宝町工業地域地区	東大阪市のうち新町の一部、宝町の一部	H19.11.22	387.0 ha
	東大阪市加納工業専用地域地区	東大阪市のうち加納四丁目の一部、加納五丁目の一部		32.1 ha
	東大阪市水走・川田工業地域地区	東大阪市のうち川田四丁目、水走三丁目の一部、水走四丁目、水走五丁目		18.0 ha
	東大阪市加納工業地域地区	東大阪市加納七丁目の一部		53.5 ha
	東大阪市岩田工業地域地区	東大阪市のうち岩田町二丁目の一部、花園西町一丁目の一部		5.1 ha
	東大阪市西岩田工業地域地区	東大阪市のうち岩田町六丁目の一部、西岩田四丁目の一部		13.4 ha
				12.0 ha

東大阪市稻田新町工業地域地区	東大阪市のうち稻田上町一丁目の一部、稻田上町二丁目、稻田新町二丁目の一部、稻田新町三丁目の一部、稻田三島町、北鴻池町の一部、鴻池徳庵町の一部、七軒家の一部、中鴻池町一丁目の一部、西鴻池町一丁目の一部、西鴻池町二丁目の一部、西鴻池町三丁目、西鴻池町四丁目の一部、本庄西三丁目の一部、三島三丁目の一部		81.3 ha
東大阪市高井田工業地域地区	東大阪市のうち新喜多一丁目の一部、新喜多二丁目の一部、高井田の一部、高井田中一丁目、高井田中二丁目、高井田中三丁目、高井田中四丁目、高井田中五丁目の一部、高井田西二丁目の一部、高井田西三丁目、高井田西四丁目、高井田西五丁目の一部、高井田本通一丁目の一部、高井田本通二丁目の一部、高井田本通三丁目、高井田本通四丁目、高井田本通五丁目の一部、西堤学園町一丁目、西堤楠町一丁目、西堤本通西一丁目、西堤本通東一丁目、菱屋西六丁目の一部、御厨栄町二丁目の一部、御厨栄町三丁目の一部、御厨西ノ町一丁目の一部		132.3 ha
東大阪市柏田西工業地域地区	東大阪市のうち柏田西二丁目、柏田西三丁目の一部、渋川町一丁目の一部、渋川町二丁目、渋川町三丁目の一部		39.3 ha
枚方市			338.0 ha
枚方市枚方企業団地地区	枚方市のうち招提田近一丁目、招提田近二丁目、招提田近三丁目、高野道二丁目の一部	H20. 1. 7	65.0 ha
枚方市大阪紳士服団地地区	枚方市長尾谷町一丁目の一部		18.0 ha
枚方市中部工業地域地区	枚方市のうち上野三丁目の一部、渚東町の一部、交北一丁目の一部		54.0 ha
枚方市堂山東工業地域地区	枚方市堂山東町		4.0 ha
枚方市中南部工業専用地域地区	枚方市のうち出屋敷西町一丁目の一部、中宮大池一丁目、中宮大池二丁目の一部、中宮大池三丁目の一部、中宮大池四丁目の一部、池之宮三丁目の一部、池之宮四丁目、村野高見台の一部、春日北町一丁目、春日北町二丁目、春日北町三丁目の一部、春日北町五丁目、春日西町一丁目の一部、春日野一丁目、春日野二丁目、野村元町の一部		147.0 ha
枚方市中南部工業地域地区	枚方市春日西町二丁目の一部		10.0 ha
枚方市出口・中振工業地域地区	枚方市のうち出口一丁目の一部、出口三丁目の一部、北中振四丁目の一部		20.0 ha
枚方市津田サイエンスヒルズ地区	枚方市津田山手二丁目の一部		H20. 5. 1 20.0 ha
豊中市			77.0 ha
豊中市豊南町工業地域地区	豊南町東三丁目の一部、豊南町東四丁目、豊南町南三丁目の一部、豊南町南五丁目の一部、豊南町南六丁目、豊南町西四丁目の一部	H20. 8. 1	16.8 ha
豊中市庄内南工業地域地区	神州町、三和町一丁目の一部、三和町二丁目、三和町四丁目の一部、大黒町一丁目の一部、千成町一丁目の一部、千成町二丁目の一部、千成町三丁目の一部、島江町一丁目の一部、島江町二丁目の一部		46.2 ha
豊中市島江・庄内宝町工業地域地区	島江町一丁目の一部、庄内宝町二丁目の一部、庄内宝町三丁目の一部		7.1 ha
豊中市二葉・大島町工業地域地区	二葉町三丁目、大島町三丁目の一部		5.9 ha
豊中市神崎川南工業地域地区	大島町三丁目の一部		1.0 ha
岸和田市			115.0 ha
岸和田市磯上工業地域地区	岸和田市のうち磯上町三丁目の一部、磯上町六丁目の一部	H21. 4. 1	16.0 ha

	岸和田市木材コンビナート地区	岸和田市のうち木材町9番の一部、木材町10番、木材町15番の一部、木材町16番、木材町17番、木材町18番		30.5 ha
	岸和田市鉄工団地地区	岸和田市のうち臨海町3番、臨海町4番、臨海町5番、臨海町6番、臨海町7番、臨海町8番、臨海町10番、臨海町11番、臨海町12番、臨海町13番、臨海町14番、臨海町15番、臨海町16番、臨海町18番、臨海町20番の一部		62.0 ha
	岸和田市岸和田漁港地区	岸和田市のうち臨海町20番の一部、臨海町23番		4.0 ha
	岸和田市地蔵浜工業専用地域地区	岸和田市地蔵浜町11番1の一部		2.5 ha
高槻市				97.4 ha
	高槻市宮田町一丁目工業地域地区	高槻市宮田町一丁目の一部		20.3 ha
	高槻市幸町・朝日町工業地域地区	高槻市のうち幸町の一部、朝日町の一部		32.2 ha
	高槻市桜町・明田町工業地域地区	高槻市のうち桜町、明田町の一部、中川町の一部	H21.4.1	23.2 ha
	高槻市南庄所町・下田部町工業地域地区	高槻市のうち南庄所町の一部、下田部町二丁目の一部		21.7 ha
大東市				145.2 ha
	大東市西部工業地域地区	太子田三丁目の一部、新田西町の一部、新田中町の一部、新田旭町の一部、新田北町、新田境町、御領二丁目、御領三丁目の一部、氷野二丁目の一部、氷野三丁目の一部、氷野四丁目、南郷町の一部	H22.4.1	145.2 ha
			合計	3,295.7 ha